

新 NISA 始まる！

令和 5 年税制改正により令和 6 年から新 NISA 制度が始まりました。現在の銀行預金の低金利と株価の上昇を背景に NISA について興味を待たれる方も多くなっています。新しくなった NISA についてまとめました。

1. NISA とは

株式や投資信託で得られた利益には 20.315%の所得税がかかりますが、NISA 口座を利用して得られた利益には税金がかかりません。利益が出た場合にはその分節税となります。

※ideco（個人型確定拠出年金）と混同されることがありますが、ideco は拠出額が所得控除となり加入自体が節税となります。

2. 新 NISA の特徴

- ① 年間の上限額が最大 360 万円に拡大（つみたて投資枠と成長投資枠の併用可）
- ② 生涯投資枠が 1,800 万円まで拡大（内成長投資枠 1,200 万円、非課税枠の再利用可能）
- ③ 非課税保有期間が無期限化
- ④ 口座開設期間の恒久化

3. NISA を始めるにあたって

NISA 口座は一人一口座しか持てないため、口座開設を行う金融機関選びは慎重に行う必要があります。手数料が安く、取扱商品の多い証券会社・金融機関が良いでしょう。

【旧 NISA との比較】

項目	旧NISA（2023年まで）		新NISA（2024年から）	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
制度併用	併用不可		併用可	
年間上限額	40万円	120万円	120万円	240万円
生涯投資枠	800万円	600万円	1,800万円（成長投資枠1,200万円）	
投資期間	20年間	5年間	無期限	
対象商品	投資信託	上場株式・投資信託	投資信託	上場株式・投資信託

歯科会計®

歯科節税項目

現在、確定申告期間中ですが、3月決算法人については決算対策の最終確認及び実施を行う時期となります。また個人事業の先生にとっても本年度の節税対策を早めの実施することでより高い効果を得られる項目もあります。

主な節税対策についてまとめましたので、ご参照ください。

	対象	項目	内容	特徴
1	個人	小規模企業共済	所得控除	月7万円、年間84万円まで 専従者も加入可 個人事業主の退職金準備としてお勧め
2	個人	国民年金基金or確定拠出年金	所得控除	月6.8万円まで、国民年金の上乗せとして
3	個人	経営セーフティ共済（倒産防止共済）	必要経費	月20万円、累計800万円まで、脱退時収入計上の注意
4	個人	ふるさと納税	所得控除	所得に応じた限度額までなら2,000円の負担で返戻品受取
5	個人・法人	少額資産購入（30万円未満）	必要経費	年間300万円まで、決算直前でも実行可
6	個人・法人	家賃前払い	必要経費	毎年同様支払をする必要あり、1年を超える先払いの場合は一括計上不可
7	個人・法人	中古車両購入	必要経費	4年落ちの場合、定率法なら1年で償却
8	個人・法人	自費前受金計上	収入計上	未セットの治療費で入金済みの場合、翌期に収入計上
9	法人	生命保険加入（4割損金）	必要経費	解約返戻率は85%以下だが、配当金を合わせると100%近くに
10	法人	はぐくみ基金加入	必要経費	給与額の20%まで加入可、従業員の退職金準備にも

資産承継

インボイス登録事業の相続承継

インボイス登録事業者である個人事業主（親）が亡くなり、その事業を遺族（子）が引き継いだ場合に、インボイスの登録関係がどうなるか以下解説します。

<亡くなった親のインボイス登録事業者の効力>

個人事業主であった亡くなった親のインボイス登録の効力は、承継した子が相続により引き継ぐことはできません。そのため、事業を承継した子がインボイス登録事業者でなければ、子の名前で新たにインボイスの登録を行う必要があります。

また、亡くなった親に関して「適格請求書発行事業者の死亡届」を提出する必要もあります。



亡くなった親のインボイス発行事業者の登録の効力は、この届出の提出日の翌日もしくは、亡くなった日の翌日から4ヶ月を経過した日のいずれか早い日に失われます。

<相続後のインボイスの発行>

上記のとおり、個人事業を承継した子は新たにインボイスの登録を行う必要があります。

ここで、インボイス登録完了するまでは承継した子がインボイスを発行することができないのか、という心配がでてきますが、以下のいずれか早い日までの期間は、承継した子はインボイス登録事業者とみなされ、親のインボイス登録番号を一時的に使用することが可能となっています。

- | |
|--|
| ・ 亡くなった日の翌日から、その相続人（子）がインボイス発行事業者の登録を受けた日の前日 |
| ・ 亡くなった日の翌日から4ヶ月を経過した日 |

<承継した子のインボイス登録手続>

亡くなった親のインボイス登録番号の使用には期限がありますので、承継した子が途切れることなくインボイスを発行し続けるためには、遅くとも亡くなった日から4ヶ月以内に登録を受ける必要があります。登録申請後、登録完了まではある程度の日数がかかるため、早めの手続きが必要です。